

甲府市旅館業法施行条例（平成３０年１２月条例第３９号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○甲府市旅館業法施行条例 第１条 略 （構造設備の基準） 第２条 略 （１）～（２） 略 （３） 入浴施設は、次の要件を満たすものであること。 ア 浴室及び脱衣場<u>（蒸気若しくは熱気を使用するもの又は蒸気、熱気、温泉等を組み合わせて使用するもので、市長が善良な風俗を害するおそれがないと認めたものにあつては、洗い場及び脱衣場）</u>の内部は、外部から容易に見えない構造であること。 イ～サ 略 （４）～（５） 略 ２～３ 略 第３条～第７条 略 附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	○甲府市旅館業法施行条例 第１条 略 （構造設備の基準） 第２条 略 （１）～（２） 略 （３） 入浴施設は、次の要件を満たすものであること。 ア 浴室及び脱衣場_____ _____ _____の内部は、外部から容易に見えない構造であること。 イ～サ 略 （４）～（５） 略 ２～３ 略 第３条～第７条 略 附 則 _____